

令和7年度クリーニング師試験（学科試験）問題

試験問題は、試験係員の指示があるまで開けてはいけません

■ 日 時／令和7年11月8日（土） 10時30分～12時00分（90分間）

■ 試験科目／1 衛生法規に関する知識、 2 公衆衛生に関する知識、
3 洗たく物の処理に関する知識

■ 注意事項について

- 試験中は、試験係員の指示に従ってください。
- 試験中に他の人と話をしたり、のぞき見や不正行為のあった場合は、直ちに退場を命じます。
- 試験中は、携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ、スマートグラスなどの通信機器は、必ず電源を切って、カバンの中にしまってください。試験中、通信機器の操作を行った場合は、不正行為とみなして失格とします。
- 通信機能のない時計の使用は認めますが、音が出ないように設定し、机の上に置いてください（腕時計も外してください）。
- 試験中にトイレに行きたくなった場合や衣類を着脱する場合、また、水分補給をする場合は、手をあげて試験係員の指示に従ってください。
- 試験中に気分が悪くなった場合は、手をあげて試験係員に申し出てください。
- 試験問題は持ち帰り自由です。

■ 問題及び解答について

- 問題は、全部で60問、試験時間は90分間です。
- 答案作成が完了し、途中退室を希望する者は、手をあげて試験係員に知らせてください。ただし、試験開始後、30分間は退室を認めません。
- 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- 解答用紙に受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- 問題は、「選択問題」と「○×問題」が混在しています。設問をよく読み、解答してください。
- 問題の答えは、解答用紙に記入してください。1つの問題に2つ以上の解答を記入した場合は無効となります。

※ 解答用紙への記入例は、右のとおりとなります。 →

問1 (ア)
②

問2 1
×



1 衛生法規に関する知識

問1 次のクリーニング業法及び同法施行規則の規定に関する文について、それぞれの（　　）の中に入る語句として正しいものを下記の語群から一つずつ選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

- 1 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、（ア）以上のクリーニング師を置かなければならない。
- 2 クリーニング師の免許を受けようとする者は、（イ）の都道府県知事に申請しなければならない。
- 3 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、（ウ）日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。
- 4 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内にクリーニング業法第8条の2の規定による研修を受けるものとする。また、研修を受けた後は、（エ）年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。
- 5 営業者は、クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に（オ）を乗じて得た数の者を選び、その者に対しクリーニング業法第8条の3の規定による講習を受けさせるものとする。

- 〔語 群〕 (ア) ①1人 ②2人 ③従業員5人につき1人
(イ) ①住所地 ②勤務地 ③クリーニング師試験合格地
(ウ) ①5 ②10 ③30
(エ) ①3 ②5 ③10
(オ) ①3分の1 ②5分の1 ③10分の1

問2 次の洗たく物のうち、クリーニング業法施行規則に規定する「消毒を要する洗たく物」に該当するものには○を、該当しないものには×を解答用紙に記入しなさい。ただし、洗たく物は、伝染性の疾病しゅんぺいにかかっておらず、かつ伝染性の疾病にかかっている者との接触もない者が使用したもので、いずれも営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

- 1 家庭で使用した布おむつ
- 2 旅館で寝具として使用されたシーツ
- 3 大量の汗が付着した作業着
- 4 ホテルで宿泊者が使用したタオル

問3 次のクリーニング業法及び同法施行規則の規定に関する文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、営業者の利益の擁護^{ようご}を図ることを目的とする。
- 2 この法律で「クリーニング業」には、コインランドリー（洗たく機等の洗たくに必要な設備を設け、これを公衆に自ら利用させる施設）の営業を含む。
- 3 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び乾燥機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、乾燥機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、乾燥機は、備えなくてもよい。
- 4 営業者は、洗たく物をその用途に応じ区分して処理しなければならない。
- 5 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- 6 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをする際に、利用者に対し、苦情の申出先を口頭で説明することにより、苦情の申出先を記載した書面の配布に代えることができる。
- 7 クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
- 8 営業者は、クリーニング所を廃止したときは、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

- 9 謙^{じょうと}渡^{わた}により営業者の地位を承継した者は、遅^{ちたい}滞^どなく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 10 都道府県知事は、必要があると認めるときは、生活衛生営業経営特別相談員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、検査させることができる。
- 11 都道府県知事は、クリーニング師が道路交通法違反で罰金以上の刑に処せられたときは、そのクリーニング師免許を取り消すことができる。

2 公衆衛生に関する知識

問1 次の文について、それぞれの（　）の中に入る語句の組み合わせとして正しいものを一つずつ選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

1 日本国憲法第25条において、「すべて国民は、健康で（ア）な最低限度の生活を営む（イ）を有する。」とされている。

- ① (ア) 経済的 (イ) 責任
- ② (ア) 文化的 (イ) 権利
- ③ (ア) 社会的 (イ) 義務

2 日本国憲法第25条において、「（ア）は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び（イ）の向上及び増進に努めなければならない。」とされている。

- ① (ア) 国 (イ) 公衆衛生
- ② (ア) 地方自治体 (イ) 環境衛生
- ③ (ア) 国民 (イ) 健康

3 WHO(世界保健機関)憲章において、「健康とは、肉体的、精神的及び（ア）に完全によい状態にあることであり、単に疾病又は^{きょじやく}虚弱でないということではない。及ぶ限り最高の健康水準を^{きょうじゅ}享受することは、人種、（イ）、政治的信条、経済状態のいかんを問わず、すべての人間の基本的権利である。」とされている。

- ① (ア) 経済的 (イ) 学歴
- ② (ア) 社会的 (イ) 宗教
- ③ (ア) 文化的 (イ) 性別

4 ウインスロー(アメリカ合衆国の公衆衛生学者)の定義において、「公衆衛生とは、共同社会の組織的な努力を通じて、(ア)を予防し、寿命を延長し、肉体的、精神的健康の能率の増進をはかる(イ)であり、技術である。」とされている。

- ① (ア) 貧困 (イ) 思想
- ② (ア) 飢餓^{きが} (イ) 文化
- ③ (ア) 疾病 (イ) 科学

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4条(国民の責務)において、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その(ア)に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の(イ)が損なわれることがないようにしなければならない。」とされている。

- ① (ア) 予防 (イ) 人権
- ② (ア) 流行 (イ) 生命
- ③ (ア) 治療 (イ) 健康

問2 次の感染症とその病原体の体内への侵入経路の組み合わせとして、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

1 結 核 ————— 呼吸器系

2 破 傷 風 ————— 傷口

3 細菌性赤痢 ^{せきり} ————— 消化器系

問3 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 テトラクロロエチレンは、引火性の強い溶剤のため、消防法や建築基準法の規制をうけ、立地条件や設備規模面などで多くの制約がある。
- 2 クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）を設置し、公共用水域に水を排出する者は、クリーニング業法に基づく届出のほか、水質汚濁防止法に基づく届出をしなければならない。
- 3 P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）では、クリーニング業において、常用雇用者数が 21 人以上で、かつテトラクロロエチレンなど第 1 種指定化学物質を年間 1 トン以上取り扱う事業者が届出の対象となる。
- 4 石油系溶剤は、VOC（揮発性有機化合物）に該当するが、テトラクロロエチレンは該当しない。
- 5 産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者に委託する場合、引渡しの際にマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付が推奨されている。
- 6 プラスチック資源循環促進法が令和 4 年 4 月に施行され、プラスチックごみの削減や資源循環に向けて、クリーニング業者でも「Reduce」、「Reuse」、「Recycle」、「Renewable」の取組みが求められる。
利用者へのハンガーやポリ包装の提供量を削減することは、「Reduce」の取組みに該当する。
- 7 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき組織される生活衛生同業組合は、営利を目的としない組織であり、組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。

- 8 標準営業約款制度（Sマーク制度）は、全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の認可を受けて、現在、クリーニング業、理容業、美容業、一般飲食店営業、めん類飲食店営業の5業種について設定されている。
- 9 洗たく物は、^{しつじゅん}湿潤状態で保管すると、時間の経過とともに微生物が増殖し、臭気を発生させるおそれがあるため、乾燥状態で保管すべきである。
- 10 セレウス菌による病院内での集団感染には、その原因がリネンクリーニング業者の連続式大型洗たく機であったと推測される事例があり、病院のみならず、クリーニング業者においても細菌による汚染防止のための管理が重要となる。
- 11 クリーニング所における衛生管理要領では、感染性の皮膚疾患にかかった従業員を作業に従事させる場合、営業者はその旨を保健所に届け出る必要があると規定されている。
- 12 不十分な乾燥などにより石油系溶剤が残留した衣類を着用すると、化学やけど（皮膚障害）が発生する危険がある。

3 洗たく物の処理に関する知識

問1 次の漂白剤に関する文について、それぞれの（　　）の中に入る語句として正しいものを下記の語群から一つずつ選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

- 1 過炭酸ナトリウムは、粉末状の（ア）系漂白剤である。
- 2 過炭酸ナトリウムは、（イ）℃以上で効果を発揮する。
- 3 次亜塩素酸ナトリウムの標準使用量は、1リットルあたり（ウ）g以下で、これ以上は繊維を傷める。
- 4 次亜塩素酸ナトリウムは、（エ）には使用できない。

- 〔語群〕 (ア) ①酸素 ②塩素 ③酵素
(イ) ①20 ②30 ③40
(ウ) ①2 ②5 ③10
(エ) ①綿 ②麻 ③絹

問2 次の纖維素材と分類の組み合わせとして、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

1 ウール ————— 動物纖維

2 レーヨン ————— 再生纖維

3 キュプラ ————— 半合成纖維

問3 次の「おしぶりの衛生的処理等に関する指導基準」に関する文について、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 貸与したおしぶりは、少なくとも1週間以内に回収して処理すること。
- 2 仕上げ済みのおしぶり製品について、速やかに貸与のための配送ができない場合には、4°C以下で保管すること。
- 3 製品として貸与されるおしぶりは、黄色ブドウ球菌が1枚当たり10万個を超えないことが望ましいこと。

問4 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入しなさい。

- 1 ランドリー工程の初回のすすぎ温度は、洗たく温度より 20°C以上下げる。
- 2 ランドリー用水は、硬水よりも軟水が適している。^{なんすい}
- 3 合成纖維は、略して「合纖」ともいい、纖維製品としての消費量が多い「三大合纖」は、ナイロン、ポリエステル、ポリウレタンである。
- 4 皮革^{ひかく}は、カビが生えやすく、生えると収縮や強度低下を起こしやすい。
- 5 アニオン系とカチオン系の界面活性剤を併用することは差し支えないが、アニオン系とノニオン系の界面活性剤の併用は、イオン結合を起こして本来の効能が相殺されることがある。
- 6 シルケット加工とは、洗浄機の運転による揉み作用でジーンズやカジュアルウェアなどに着古し感を与えるための製品洗い加工である。
- 7 ナイロンボタンは、強度があり割れにくく、耐熱性に優れている。
- 8 クリーニング所における衛生管理要領では、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤及び消毒剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管する必要があると規定されている。
- 9 日本国内で販売される纖維製品は、外国製輸入品も海外生産品も全て国産品と同様に「家庭用品品質表示法」に基づいて表示することが義務付けられている。
- 10 クリーニング事故賠償基準^{ばいしとう}（運用マニュアル）第4条では、クリーニング業者の事故により洗たく物が全損した場合の賠償額について、原則、「物品の購入時の価格」と定めている。

